

工事請負契約約款第26条第6項 (インフレスライド条項)の運用について

平成26年4月16日

今治市発注の建設工事において、賃金等の急激な変動に対応するため、今治市工事請負契約約款第26条第6項の規定(インフレスライド条項)について、次のとおり運用方法等を定めました。

適用対象工事

- (1) インフレスライド条項の規定に基く請求は、残工事の工期が運用マニュアルで定める基準日(請求日)から2か月以上ある工事とする。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

請負代金額の変更額(スライド額)

賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額は、当該工事に係る基準日以降の変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の1%に相当する金額を超える額とします。

お読みください

- ・賃金等の変動に対する工事請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(PDF)

様式類ダウンロード

- ・様式1号
今治市工事請負契約約款第26条第6項の規定による請負代金額の変更について(請求)
- ・様式1号(別添様式-1)(別添様式-2)
工事出来高内訳書
- ・様式第2号
今治市工事請負契約約款第26条第8項の規定による協議開始の日について(通知)
- ・様式第8号
今治市工事請負契約約款第26条第6項の規定による請負代金額の変更について(回答)